



●制度要件			
認定訓練	団体共催型	25%	10 時間（小規模事業者は 30% 特例措置）
	団体主導型	35%	10 時間

* 認定訓練以外の一般訓練は、団体実施型訓練助成金をご利用ください。

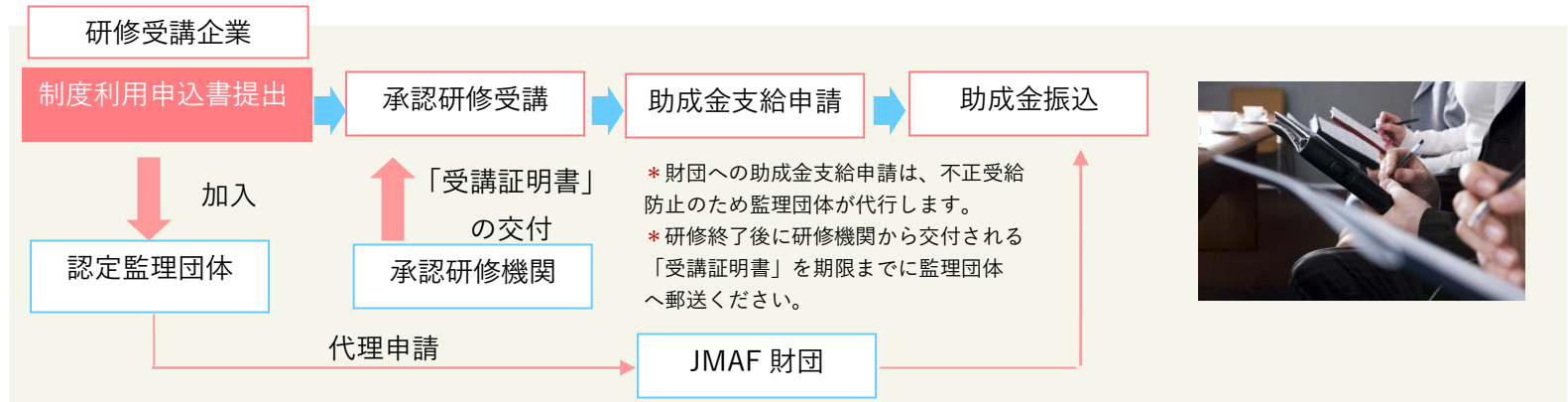
●認定監理団体一覧	
統括認定監理団体	中央建設企業経営振興事業協同組合連合会
研修主宰監理団体	全国中小企業労働力確保支援事業協同組合・日本環境建設技術振興事業協同組合・日本賃貸住宅事業協同組合
	日本木造住宅事業振興事業協同組合・まちのちから合同事業協同組合・日本産業労働力確保支援事業協同組合・日本機構

●訓練要件	
1	認定監理団体へ所属する研修機関が実施する、東京都認定職業訓練モニター開講形式へ適合すること。（主宰は、認定監理団体となります。）
2	訓練時間が 10 時間以上であること。
3	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県（以下指定地区）内における集合会場での研修、及び指定地区に所在する事業主の会場での研修であること。（尚、統括認定団体である中建連職業訓練センター【ACC】でオリエンテーションを開講する場合、その他の訓練を指定地区以外で開講しても対象とします）
4	認定職業訓練管理帳票による運営管理を適正に行うこと。

* 上記の要件に適合しない場合、団体実施型訓練助成金制度を選択下さい。

●利用事業者要件		
1	認定監理団体の組合員資格者で、東京都認定改善計画参加組合員を対象としております。	
2	員外事業者は研修機関が所属する認定監理団体への加入を要します。	
3	加入金	3 万円（認定改善計画追加事務費）
4	年会費	6 万円 * 初回利用時は、年会費は猶予されます
5	制度利用賦課金	・ 研修受講料 300 万円以下の場合、3 万円 ・ 研修受講料 300 万円以上の場合、5 万円

●手続要件



【教授会員標記欄】

中建連公認研修機関第300301号
JMAF財団認定監理団体（乙）第1909011号
Japan Federation of Authorized Association for Concerning Promotion of Improvement of Basic Management System in Small and Medium-sized Enterprises
一般社団法人 全国中小企業経営組織基盤向上支援認定事業者連合会

【監理団体標記欄】

【共管認可】
経済産業省関東経済産業局・財務省関東財務局
国土交通省関東地方整備局・厚生労働省関東信越厚生局
Japan Middle-Class Enterprise's Procuring Workers Promote Association
全国中小企業労働力確保支援事業協同組合